

# 「適時調査原則中止の今こそ マスター『様式9』」



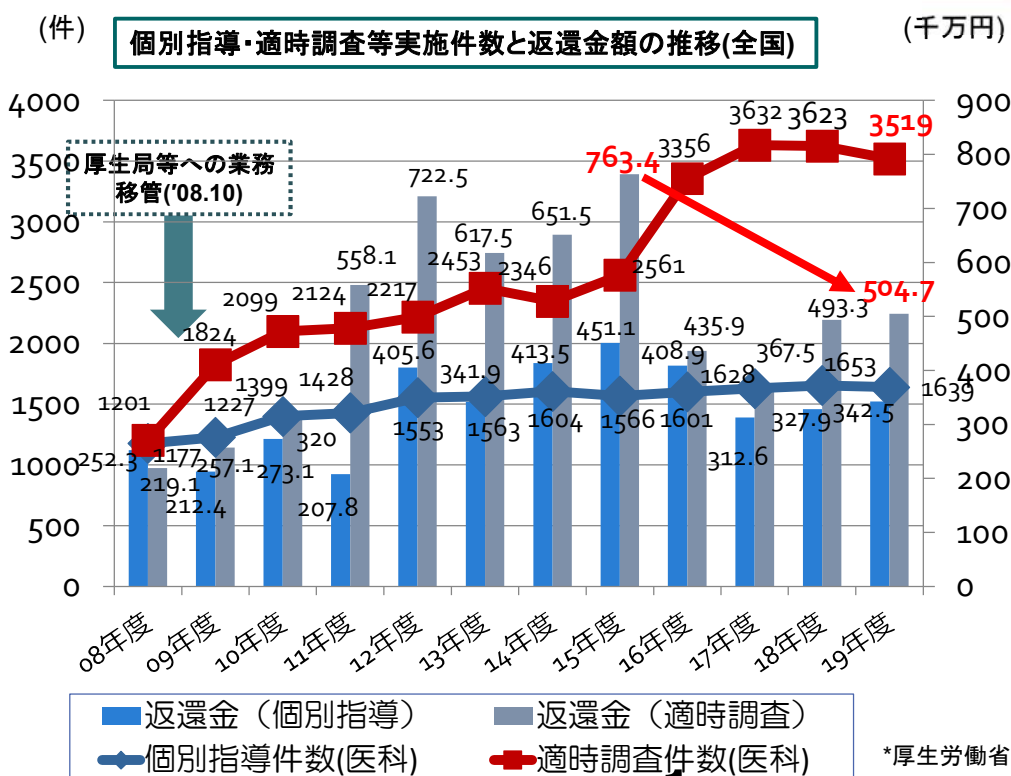
京都府保険医協会事務局長  
保団連病院対策事務局小委員

花山 弘

## 適時調査(臨場)等実施状況(医科)

(『届出医療等の活用と留意点』P47)

『届出医療等の活用と留意点』の該当頁を表しています。



適時調査実施件数  
(2019年度、医科)

全国	3,519
福井	39
滋賀	34
<b>京都</b>	<b>75</b>
大阪	163
兵庫	94
奈良	36
和歌山	34
東京	179
神奈川	92

\*厚生労働省報道発表資料より(2020.1.12等)

# 21年度も「適時調査」は原則中止!

事務連絡  
令和3年1月18日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課  
医療指導監査室

令和3年度における指導監査等について

令和2年度における指導監査等につきましては、地域の状況に応じ、十分な感染防止対策を講じるとともに関係団体の合意を得た上で実施してきたところです。  
現時点、緊急事態宣言が再発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれない状況ですが、令和3年度の指導監査等につきましては、下記によることとしましたので、適切に対応していただくようお願いいたします。

記

- 1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。
- 2 原則として次のとおり取り扱うこと。  
なお、実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮するとともに、被指導者等から新型コロナウイルス感染症の対応等のため指導への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施を延期する等柔軟に対応すること。  
今後、都道府県知事による移動、外出自粛要請が発出された際には実施を見合わせる等、地域の実情を十分考慮すること。  
(1) 集団指導(指定時、更新時、登録時、改定時)  
実施する(資料配付、動画配信も可)。  
(2) 集団的個別指導  
実施する(資料配付、動画配信も可)。  
ただし、令和4年度も引き続き高点数であった保険医療機関等に対して令和5年度における高点数を理由とする個別指導は実施しない。

- (3) 個別指導  
実施する。  
ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。  
病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は原則院外で行う。
- (4) 新規個別指導  
令和2年度未実施分も含めて、全て実施する。  
病院に対して実施する場合は原則院外で行う。
- (5) 監査  
実施する。  
病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は原則院外で行う。
- (6) 適時調査  
実地での調査は原則中止する。  
令和3年度においては、病院による届出施設基準の自主点検を行わせることで実施とみなす。

**【適時調査実施要領】**  
厚労省、厚生局に対し20年3月12日付通知で、適時調査実施要領の改定を知らせる。ネット公開は6月8日。  
→適時調査が実施できる準備が完了。

**【適時調査の中止】**  
20年7月2日付事務連絡で、新型コロナウイルス感染症が終息したとは言えないとして、20年度の適時調査を中止に。緊急を要するものについては病院外で実施に。

個別指導・監査についても、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、病院外で行われることに

**【事務連絡・2021(令和3)年1月18日】**  
厚労省医療指導監査室が、2021(令和3)年度=4月以降の指導監査等の取扱いについて、地方厚生局にすでに方針が伝えられた

## 2021(令和3)年度の指導監査等 (厚労省医療指導監査室21.3.18付事務連絡)

指導等	方針		備考
	病院	診療所	
集団指導 (指定時・更新時・登録時・改定時)	実施		・資料配付、動画配信によるのも可
集団的個別指導	実施		・資料配付、動画配信によるのも可 ・22(令和4)年度引き続き高点数であっても、23(令和5)年度に高点数を理由とする個別指導は実施しない
個別指導	緊急を要する場合のみ原則院外で実施	実施	・高点数の理由では実施しない
新規個別指導	実施 (病院:原則院外で実施)		・20(令和2)年度未実施分も実施
監査	緊急を要する場合のみ原則院外で実施	実施	-
適時調査	実地調査原則中止(病院: 「自主点検」で実施とみなす)		・コロナ後の返還事案は自主点検時点まで遡及

# 「適時調査実施要領」変更のポイント

- 22年度に備えて!?! - (『届出医療...』P1307)

## ポイント①

適時調査の実施方法に大きな変更はない!

## ポイント③

16年度以降2回連続で指摘事項がなかった「重点施設基準」は調査を省略!  
(ただし入院基本料と特定入院料は省略されない)

## ポイント④

「事前提出書類」と「当日準備書類」の内容を若干変更!

## ポイント②

重点的に調査を行う施設基準(「重点施設基準」)を定めているが、対象となる施設基準の入れ替えをいくつか行った!

(新たに「重点施設基準」に加わったもの)  
・「せん妄ハイリスク患者ケア加算」等新設の施設基準  
・「呼吸ケアチーム加算」等

(「重点施設基準」から外されたもの)  
・「機能強化加算」「オンライン診療料」等  
前回改定で新設の施設基準(「救急搬送看護体制加算」等引き続き「重点施設基準」に残っているものもあり)  
・「総合入院体制加算」「救急医療管理加算」等

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

5

## 適時調査による自主返還金額

- 2019年4月～2020年3月(2019年度確定分、未払い)

総件数	5件
合計金額	27,214,124

- 2018年4月～2019年3月(2018年度確定分、未払い)

総件数	5件
合計金額	7,047,063円

**大きな金額は入院料!!**

社保のほか、国保・後期・公費含む  
レセプトを返戻処理して訂正、再請求する方法は含まず

### 【2019年度確定の返還項目】

地域一般入院料3、療養病棟入院基本料、入退院支援加算、検体検査管理加算Ⅳ、輸血適正使用加算

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

6

# 1. 届出医療と適時調査



## 届出書

(『届出医療・・・』P35)

別添7

基本診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険業局コード	届出番号
連絡先 担当者氏名: 電話番号:	
(届出事項) [ ] の施設基準に係る届出	
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。	
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において専任医師及び専任看護師並びに専任薬剤師に基づき厚生労働大臣が定める採択事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ別に違反していないこと。	
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に關する法律第12条第1項の規定に基づく採択等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。	
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。	
標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。	
年 月 日	
保険医療機関の所在地 及び名称	開設者名 印
職	
備考1 [ ]欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。	

別添7の2

基本診療料の施設基準に係る届出書

**NEW**

保険医療機関コード 又は保険業局コード	届出番号	連絡先 担当氏名: 電話番号:
(届出事項) <input type="checkbox"/> 機能強化加算 (※機能強化第 号) <input type="checkbox"/> 救急医療管理加算 (※救急医療第 号) <input type="checkbox"/> せん妄ハイリスク患者ケア加算 (※せん妄ケア第 号)		
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。		
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において後担規則及び薬担規則並びに後担基準に基づき厚生労働大臣が定める採択事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ別に違反していないこと。		
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に關する法律第12条第1項の規定に基づく採択等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。		
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。		
標記について、上記のすべてに適合し、施設基準を満たしているため、届出します。		
令和 年 月 日		
保険医療機関の所在地 及び名称	開設者名 印	
職		
備考1 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 2 ※は記載する必要がないこと。 3 届出書は、1通提出のこと。		

## 〈届出のフローチャート〉

# 届出の手順

(『届出医療・・・』P24)

届出書の提出は「1通」に

受理後に受理番号が通知

管理上は、届出したものの写しを作成しておき、保管しておく!!

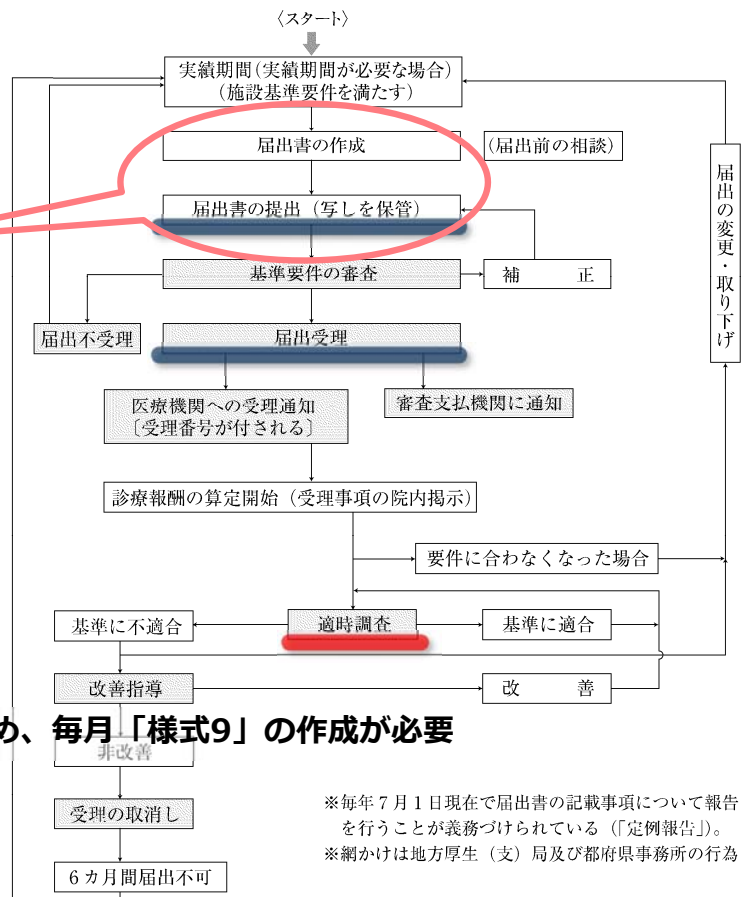
届出を済ましたら、すべて完了...

...というわけではない。

施設基準要件を満たし続ける必要がある!!

⇒管理のため、毎月「様式9」の作成が必要

\*『届出医療等の活用と留意点』P24



2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

9

# 適時調査の実施手順

(『届出医療・・・』P26,46)

調査1カ月前

厚生局が適時調査実施を通知  
(日時、事前提出書類・当日準備書類等を通知)

調査10日前

医療機関が「事前提出書類」を提出

調査当日

適時調査実施、結果講評(口頭。中断の場合を除く)

調査後概ね  
1カ月以内

厚生局が適時調査結果(改善事項・文書指摘、返還事項)を通知(文書)

結果通知後  
1カ月以内

改善事項に対する「改善報告書」提出

結果通知後  
2カ月以内

返還事項に係る「自主返還」

2021.5.26

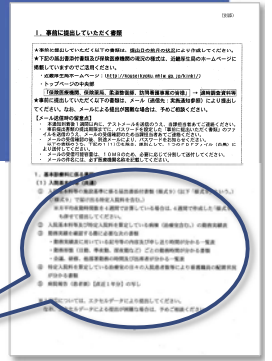
京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

10



# 適時調査の事前提出書類

(『届出医療・・・』P49,76,1312)



## 1. 基本診療料に係る書類

### (1) 入院基本料等 (共通)

- ① 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類(様式9)(以下「様式9」という。)(「様式9」で届け出る特定入院料を含む。)

※月平均夜勤時間数を4週間で計算している場合は、4週間で作成した「様式9」も併せて提出してください。

- ② 入院基本料等及び特定入院料を算定している病棟(治療室含む。)の勤務実績表
- ③ 勤務実績を確認する際に必要な次の書類

- ・勤務実績表に用いている記号等の内容及び申し送り時間が分かる一覧表
- ・勤務形態(日勤、準夜勤、深夜勤など)ごとの勤務時間が分かる書類
- ・会議、研修、他部署勤務の時間及び出席者が分かる一覧表

- ④ 特定入院料を算定している治療室の日々の入院患者数等により看護職員の配置状況が分かる書類

- ⑤ 病院報告(患者票)【直近1年分】の写し

基本はPDFで提出  
様式9はエクセル表

※上記④については、エクセルデータにより提出してください。

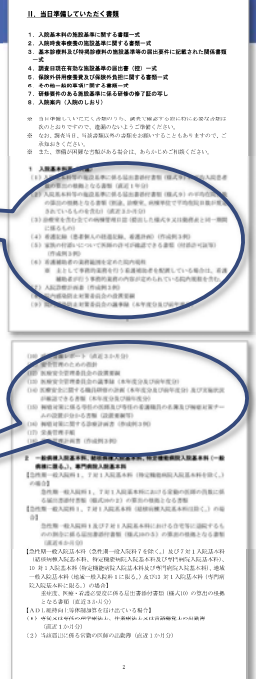
なお、エクセルデータによる提出が困難な場合は、予めご相談ください。

# 当日準備書類一覧(1カ月前通知)

(『届出医療・・・』P49,1315)

## 1 入院基本料等 (共通)

- (1) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類(様式9)の平均入院患者数の算出の根拠となる書類(直近1年分)
- (2) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類(様式9)の平均在院日数の算出の根拠となる書類(別途、治療室、病棟単位で平均在院日数が規定されているものを含む)(直近3か月分)
- (3) 治療室を含む全ての病棟管理日誌(提出した様式9又は勤務表と同一期間に係るもの)
- (4) 看護記録(患者個人の経過記録、看護計画)(作成例3例)
- (5) 家族の付添いについて医師の許可が確認できる書類(付添許可証等)(作成例3例)
- (6) 看護補助者の業務範囲を定めた院内規程  
※ 主として事務的業務を行う看護補助者を配置している場合は、看護補助者が行う事務的業務の内容が定められている院内規程を含む。
- (7) 入院診療計画書(作成例3例)
- (8) 院内感染防止対策委員会の設置要綱
- (9) 院内感染防止対策委員会の議事録(本年度分及び前年度分)
- (10) 感染情報レポート(直近3か月分)
- (11) 安全管理のための指針
- (12) 医療安全管理委員会の設置要綱
- (13) 医療安全管理委員会の議事録(本年度分及び前年度分)
- (14) 医療安全に関する職員研修の計画(本年度分及び前年度分)及び実施状況が確認できる書類(本年度分及び前年度分)
- (15) 褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員の名簿及び褥瘡対策チームの設置が分かる書類(設置要綱等)
- (16) 褥瘡対策に関する診療計画書(作成例3例)
- (17) 栄養管理手順
- (18) 栄養管理計画書(作成例3例)



事前準備書類、当日準備書類一覧は、すべてダウンロードが可能!!

適時調査実施要領

検索

# 【入院基本料関連】

## 適時調査でよく指摘される内容

(『届出医療・・・』P53,64,692,794)

- **看護職員・看護要員数** **返還**  
(スタッフ数、平均入院患者数の管理など)
- **夜間勤務等看護** **返還**  
(夜勤時間数、スタッフ数の管理など、夜間看護体制特定日減算あるか)

以上 様式9への計上方法が適切か

- 勤務表と、病棟管理日誌の勤務状況欄、勤務変更届
- 免許登録後の有資格者への参入
- **平均在院日数**(保険の患者のみ)(病院のみ) **返還**
- **重症度、医療・看護必要度**(病院のみ)  
(基準を満たす患者を基準値以上入院させているか) **返還**  
(院内研修受けた人が記録しているか)
- 定数超過入院 (病院105/100以上、診療所+3以上) **返還**



# 【看護業務関連】

## 適時調査でよく指摘される内容

(『届出医療・・・』P55,65,686,797)

- **看護計画** (入院診療計画とその後も立案、画一的でないか)
- **勤務分担表** (記載ないスタッフは病棟配置として認められないケースも)
- 看護記録 (医師指示 指示受け 実施)
- リネン交換は週1回以上

- 看護業務基準、手順の整備  
(内容、適宜見直し、理念・目標、資格別業務、**看護補助者の業務範囲**)
- **病棟管理日誌** (病棟・看護単位ごと) 等帳票類の整備
- 外出泊の管理 (理由、外出先、欠食等食事部門との連携、管理日誌記載)
- 付添管理 (期間、理由、看護の手伝い!?, 管理日誌記載)
- 研修 (昨年度の実績と今年度の計画・実績、看護研究)

- ナースステーション (救急カート、麻薬毒薬向精神薬の保管・管理、医療廃棄物・感染性廃棄物)
- **特別の療養環境** (差額徴収に見合った部屋・備品か)
- 重症者等療養環境特別加算 (入退室の決定者) (病院のみ)



# 【入院基本料関連】 適時調査でよく指摘される内容

(『届出医療…』P53、64、692、794)

- **看護職員・看護要員数**  
(スタッフ数、平均入院患者数の管理など)
- **夜間勤務等看護**  
(夜勤時間数、スタッフ数の管理など、夜間看護体制特定日減算あるが)

以上 様式9への計上方法が適切か

- 勤務表と、病棟管理日誌の勤務状況欄、勤務変更届
- 免許登録後の有資格者への参入



- **平均在院日数**(保険の患者のみ)(病院のみ)

- **重症度、看護必要度**(病院のみ)

(基準を設けた患者  
(院内研修を受けた人

**看護要員管理に注目!!**

- **定数超過**(病院105/100以上、診療所+3以上)

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

15

## 2. 看護要員管理のポイント (勤務表・様式9管理を中心に)





# 勤務表・様式9を管理ということ

(『届出医療・・・』P54,692,755)

- ・看護要員数(7対1、10対1など)
- ・夜間看護配置数(2人夜勤体制)
- ・夜勤時間数(72時間ルール)
- ・看護師比率(正看7割以上など)  
などを、確認します

勤務表の一例

勤務表	月	日	時	分	秒	...
1	2	3	4	5	6	...
7	8	9	10	11	12	...
13	14	15	16	17	18	...
19	20	21	22	23	24	...
25	26	27	28	29	30	...
31	32	33	34	35	36	...
37	38	39	40	41	42	...

記入を誤れば、正確に管理できません

## ちょっと、その前に...

(『届出医療・・・』P53,696,706)



「平均入院患者数」の管理は  
大丈夫?(『届出医療の活用と留意点』P696)

- \* 平均入院患者数↑ ……必要スタッフ数↑  
(必要スタッフ数に影響!!)
- \* 計算対象期間は、直近の1年間(実績月＝勤務表月を含む)  
ex.8月勤務表の計算に対しては、昨年9月～今年8月の平均入院患者数
- \* 計算には、保険診療に係る入院患者の他、正常の妊産婦、新生児など保険外診療の患者も、担当者が明確に区分できない場合の患者は算入など、算入・除外の考え方が「平均在院日数」と異なるので、要確認!!
- \* 医療法上の平均入院患者数とは計算が異なる(医療法は1月で計算)

「平均在院日数」の管理は  
大丈夫?(『届出医療の活用と留意点』P706)

- \* 直近3カ月の数字を用いて当月の数字を計算  
ex.実績月が9月の場合、平均在院日数は、7月、8月、9月の数字を用いて計算
- \* 正常の妊産婦、新生児、労災や自賠責など保険診療以外の患者は除外など、参入・除外の考え方が「平均入院患者数」と異なるので、要確認!!

「延入院患者数(平均入院患者数)」「在院患者延日数(平均在院日数)」どちらにも退院患者は含まない(ただし、入院日の死亡又は退院は含む)

# では、勤務表のチェックから

(『届出医療・・・』P685,798)

勤務表の一例

勤務表

院長	看護部長	病棟師長	作成責任者
----	------	------	-------

《平成 年 月》		《 病棟》																																		
資	氏	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	勤務回数	計	公休	
区	名	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	深夜	日勤	(計)	
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			
	予定																																			
	実施																																			

- [考え方]
1. すべては正しい勤務表の作成から始まります
  2. 勤務の実績(予定)を正確に記入します
  3. 勤務表に誤りがあると、誤った内容を様式9へプロットすることになってしまいます

(注) 深 …… 深夜 準 …… 準夜 日 …… 日勤

# しっかりチェック、しっかり決裁

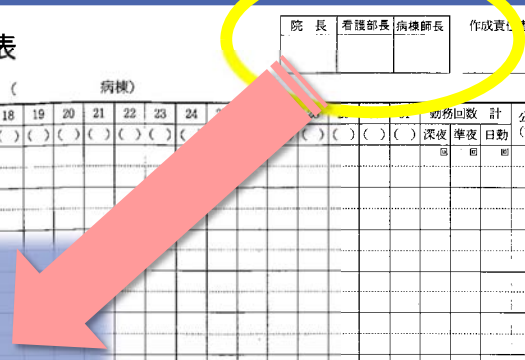
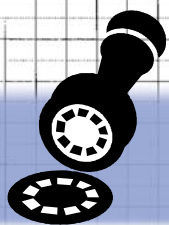
(『届出医療・・・』P685,798)

勤務表の一例

勤務表

院長	看護部長	病棟師長	作成責任者
----	------	------	-------

《平成 年 月》		《 病棟》																																			
資	氏	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	勤務回数	計	公休									
区	名	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	深夜	日勤	(計)									
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				
	予定																																				
	実施																																				



院長	看護部長	病棟師長	作成責任者

- [決裁欄]
- ・決裁印はありますか?
  - ・他の人が付いてませんか?
  - ・先付はしていませんか?
  - ・管理の基本です!!
- (予定表はなくなっていますか?)

(注) 深 …… 深夜 準 …… 準夜 日 …… 日勤

# 有資格者として扱う時期

(『届出医療・・・』P685,798)

勤務表の一例

勤務表

院長	看護部長	病棟師長	作成責任者
----	------	------	-------

《平成 年 月》		《 病棟》																															勤務回数	計	公休					
資格区分	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	深夜	準夜	日勤	(計)				
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施																																							

**[資格区分欄]**

- ・資格記載に誤りがないですか？  
ex.本当は看護師なのに「准看護師」
- ・有資格者として扱う時期は適切ですか？  
免許証の登録日以降が有資格者  
cf.合格日



# 勤務予定・実施を正確に反映

(『届出医療・・・』P685,798)

勤務表の一例

勤務表

院長	看護部長	病棟師長	作成責任者
----	------	------	-------

《平成 年 月》		《 病棟》																															勤務回数	計	公休					
資格区分	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	深夜	準夜	日勤	(計)				
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	実施																																							
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施																																							
	予定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施																																							

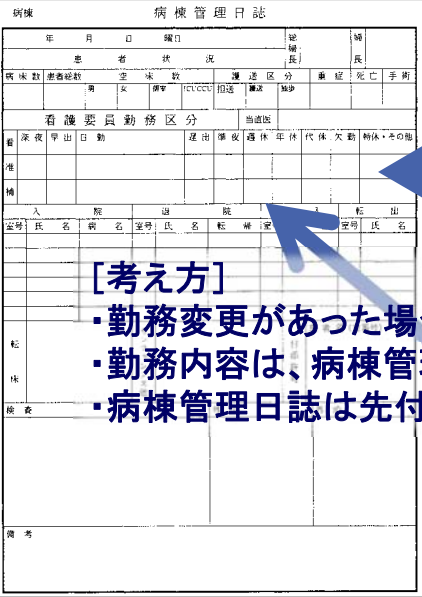
**[実施欄]**

- ・実際の勤務が正しく反映されていますか？
- ・病棟管理日誌の記載とは合致していますか？
- ・勤務変更があった場合、変更内容が正しく反映されていますか？
- ・様式9作成の根拠です!! 正確に。



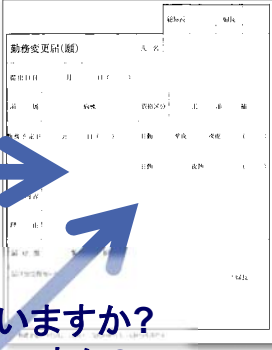
# 勤務表に係る「三角関係」!?


(『届出医療・・・』P685,798)



**病棟管理日誌**

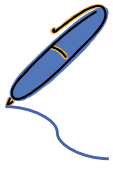
**勤務交代届**






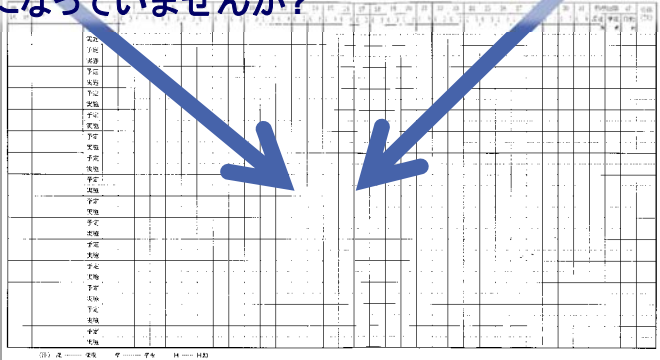
**[考え方]**

- ・勤務変更があった場合、文書(勤務交代届)によりやりとりされていますか?
- ・勤務内容は、病棟管理日誌、勤務表、勤務交代届で相違がないですか?
- ・病棟管理日誌は先付になっていませんか?





**病棟管理日誌**



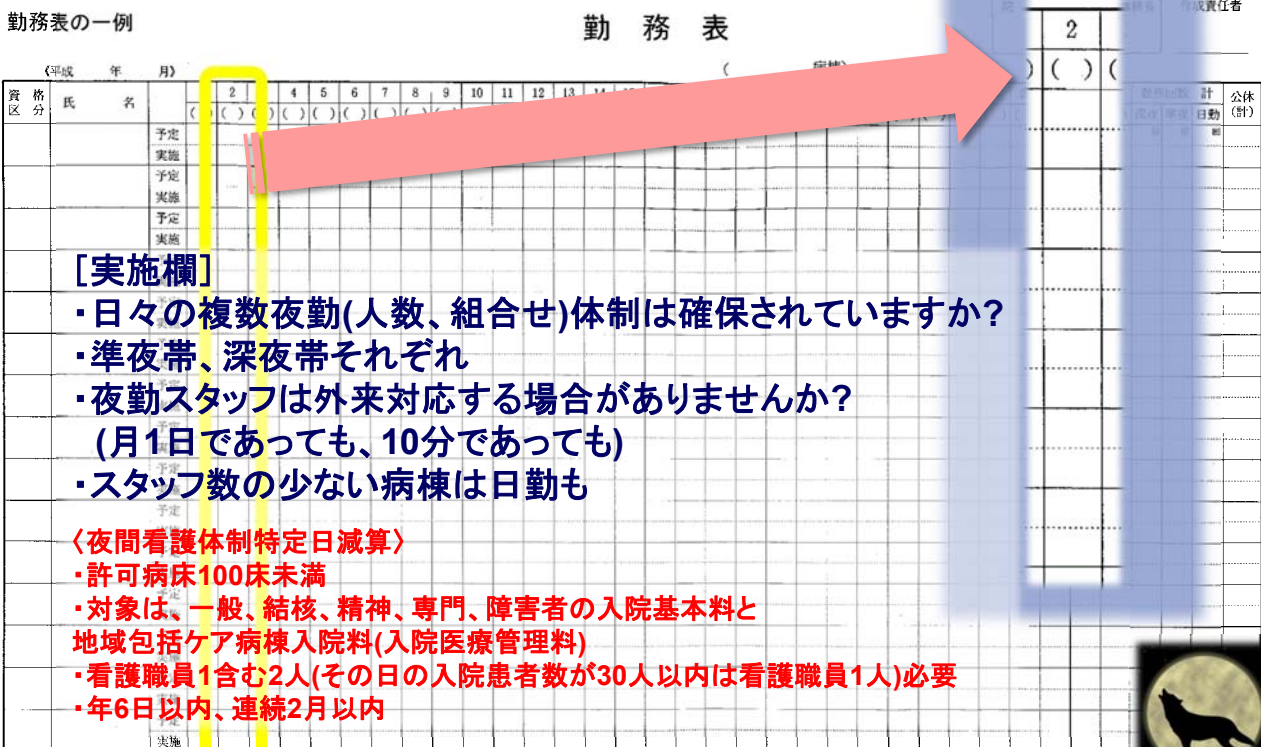
**勤務表**

# 夜勤帯等、各時間帯の看護配置

(『届出医療・・・』685)

勤務表の一例

勤務表



**[実施欄]**

- ・日々の複数夜勤(人数、組合せ)体制は確保されていますか?
- ・準夜帯、深夜帯それぞれ
- ・夜勤スタッフは外来対応する場合がありますか?  
(月1日であっても、10分であっても)
- ・スタッフ数の少ない病棟は日勤も

**<夜間看護体制特定日減算>**

- ・許可病床100床未満
- ・対象は、一般、結核、精神、専門、障害者の入院基本料と地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)
- ・看護職員1含む2人(その日の入院患者数が30人以内は看護職員1人)必要
- ・年6日以内、連続2月以内





# では、様式9を見ていきましょう

(『届出医療・・・』P751,755)

作成 NTTデータシステムズ株式会社/全国保険医団体連合会

平成30年度診療報酬改定対応版  
更新：平成30年4月27日

## (様式9) 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

3. 入院基本料・特定入院料の届出  
届出入院基本料・特定入院料 (届出区分)  
① 病棟ごとの届出 ※ (医療を提供している医療機関の少ない地域に属する保険医療機関の場合に限る)  
(□には、該当する場合「/」を記入のこと)

項目	届出区分	届出区分	届出区分
1. 入院基本料・特定入院料の届出	1. 入院基本料・特定入院料の届出	2. 看護委員の配置に係る加算の届出	3. 入院基本料・特定入院料の届出

### 【考え方】

1. 様式9へ正確に入力できるかが、最大のポイントです
2. 勤務表の内容(勤務時間帯、勤務種別)を正しくプロットします
3. 勤務時間帯、勤務種別に即し、正しい時間数を入力します
4. 勤務内容は正しくても、入力すべき時間を誤れば、様式9は不正確となります

4. 勤務実績表  
勤務時間帯(勤務種別)をプロットする表。月、日、時間帯(夜間、夜間後、夜間前)ごとの勤務状況を記入する。

月	日	夜間	夜間後	夜間前	その他	合計
5	1					
5	2					
5	3					
5	4					
5	5					

2021.5.26

京都府保険医師会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

25

20年度改定

# 「様式9」の計算式に変更はなし!!

(『届出医療・・・』P54,751,755)

様式9 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

1. 入院基本料・特定入院料の届出  
届出入院基本料・特定入院料 (届出区分)  
□ 病棟ごとの届出 ※ (医療を提供している医療機関の少ない地域に属する保険医療機関の場合に限る)  
(□には、該当する場合「/」を記入のこと)

本届出の病棟数 ※ (医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載)  
本届出の病棟数 ※ (医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載)  
□ 入院基本料・特定入院料の届出区分の変更なし (□には、該当する場合「/」を記入)

2. 看護委員の配置に係る加算の届出  
(新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「/」を記入のこと。)

新規届出	既届出	項目名	新規届出	既届出	項目名
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	夜間看護加算 (療養病棟入院基本料の注9)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注9)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	急性期看護補助加算 25対1 (看護補助者5割未満)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護補助加算2 12対1 配属加算1
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	25対1 (看護補助者5割未満)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12対1 配属加算2
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50対1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16対1 配属加算1
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	75対1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16対1 配属加算2
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	夜間30対1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護補助加算
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	夜間50対1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護補助加算2
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	夜間100対1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護補助加算3
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護配置加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	夜間75対1看護補助加算
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護職員夜間配置加算 (精神科救急入院料の注5)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護職員夜間配置加算 (精神科救急入院料の注5)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認知症ケア加算 (認知症治療病棟入院料の注3)

3. 入院患者の数及び看護委員の数  
① 1日平均入院患者数 [A] \_\_\_\_\_人 (算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日)  
※小数点以下切り上げ

② 月平均1日当たり看護職員配置数 \_\_\_\_\_人 [C] / (日数 × 8) ※小数点以下第2位以下切り捨て  
(参考) 1日看護職員配置数(必要数) : [ ] = [ (A / 配置区分の数) × 3 ] ※小数点以下切り上げ

③ 看護職員中の看護助長の比率 \_\_\_\_\_ %  
(月平均1日当たり看護職員配置数のうちの看護助長数 / 1日看護職員配置数)

療養病棟入院基本料  
「夜間看護加算」の  
注番号の変更

④ 平均在院日数 \_\_\_\_\_日 (算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日)  
※小数点以下切り上げ

⑤ 夜勤時間帯 (16時間) \_\_\_\_\_時 分 ~ \_\_\_\_\_時 分

⑥ 月平均夜勤時間数 \_\_\_\_\_時間 ( (D-E) / B) ※小数点第2位以下切り捨て

⑦ 月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数 \_\_\_\_\_人  
※小数点以下第2位以下切り捨て  
《看護職員配置加算 (A207-3 地域包括ケア病棟入院料の注3) を届け出る場合に記載》  
(参考) 最小必要数以上の看護職員配置数(必要数) : [ ] = [ (A / 50) × 3 ] ※小数点以下切り上げ

⑧ 月平均1日当たり看護補助者配置数 \_\_\_\_\_人 ※小数点以下第2位以下切り捨て  
《看護補助加算 (A106 障害者施設等入院基本料の注9)、A207-3 急性期看護補助体制加算、A214 看護補助加算、看護補助者配置加算 (A208-3 地域包括ケア病棟入院料の注4) を届け出る場合に記載》  
(参考) 1日看護補助者配置数(必要数) : [ ] = [ (A / 配置区分の数) × 3 ] ※小数点以下切り上げ

⑨ 月平均1日当たり看護補助者夜間配置数 \_\_\_\_\_人 ※小数点以下第2位以下切り捨て  
《看護補助加算 (A106 障害者施設等入院基本料の注9)、A207-3 夜間急性期看護補助体制加算、A214 夜間75対1看護補助加算を届け出る場合に記載》  
(参考) 夜間看護補助者配置数(必要数) : [ ] = [ (A / 配置区分の数) × 3 ] ※小数点以下切り上げ

⑩ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数 \_\_\_\_\_人 ( F / (日数 × 8) )  
※小数点第3位以下切り捨て  
(参考) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数(上限) : [ ] = [ (A / 2.0) × 3 ] ※小数点第3位以下切り捨て

4. 勤務実績表

職種	番号	氏名	雇用・勤務形態	看護補助者の業務	夜勤の有無	日付別の勤務時間数					月延べ勤務時間数	(再掲) 月平均勤務時間数
						1日	2日	3日	...	末日		
看護師			常勤・短時間・非常勤・夜勤	有/無/夜								
准看護師			常勤・短時間・非常勤・夜勤	有/無/夜								
看護補助者			常勤・短時間・非常勤・夜勤	有/無/夜								

2021.5.26

京都府保険医師会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

26



20年度改定

# 「様式9」の計算式に変更はなし!!

(『届出医療・・・』P54,751,755)

夜勤従事職員数の計	(B)	月延べ勤務時間数 (上段と中段の計)	(C)	
月延べ夜勤時間数	(D-E)	月延べ夜勤時間数 (中段の計)	(D)*	(E)
(再掲) 主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数の計				
1日看護職員配置数 (必要数) <sup>※10</sup>	[(A/配置区分の数を1)*3]		月平均1日当たり看護職員配置数	[C/(日数*8)]
主として事務的業務を行う看護補助者配置数 (上段)	[(A/200)*3]		月平均1日当たり主として事務的業務を行う看護補助者配置数	[F/(日数*8)]

注1) 1日看護職員配置数 ≤ 月平均1日当たり看護職員配置数  
 注2) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数 ≤ 月平均1日当たり主として事務的業務を行う看護補助者配置数

【急性期看護補助者加算・看護補助加算等を行う場合の看護補助者の算出方法】				
看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計 [G]	(C) - (1日看護職員配置数×日数×8)			
みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計 [H]	[G] × 0.75			
看護補助者のみの月延べ勤務時間数 [I]	[G] - [H]			
1日看護補助者配置数 (必要数) <sup>※10</sup>	[I] / 8			
月平均1日当たり看護補助者配置数 (みなし看護補助者を除く)	[H] / (日数×8)			
月平均1日当たり看護補助者配置数 (みなし看護補助者を除く)	[I] / (日数×8)			
夜間看護補助者配置数 (必要数) <sup>※10</sup>	[I] / 16			
月平均1日当たり夜間看護補助者配置数	[夜間看護補助者配置数] / 2			
看護補助者 (みなし看護補助者を含む) の最小必要数に対する割合 (みなし看護補助者を除く) の割合 (%)	[夜間看護補助者配置数] / [必要数] × 100			
【看護職員配置加算 (地域包括ケア病院入院料の注3) を届ける場合の看護職員数の算出方法】				
1日看護職員配置数 (必要数) <sup>※10</sup> [L]	[(A/13) × 3]			
月平均1日当たり看護職員配置数	[C / (日数×8)]			
月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数	[(C - (L × 日数×8)) / (日数×8)]			

【記載上の注意】

※1 看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び造形師は、看護補助者に記載すること。看護部長等、専ら病棟全体の看護管理に従事する者及び外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務、当院保健師連携関係の看護師養成所等、病棟以外に勤務する者については、記載しないこと。

※2 短時間正職員の場合は勤務・勤務形態の「短時間」に、病棟と病棟以外(外来等)に従事する場合は又は病棟の業務と「専任」の両方に従事する場合は、勤務・勤務形態の「兼務」に記入すること。

※3 看護補助者について、月延べ勤務時間のうち院内規定で定めた事務的業務を行った時間が5割以上の場合は、「事務的業務」に記入すること。

※4 **配置数の上限 [(A/200) × 3] を超える主として事務的業務を行う看護補助者は様式9に記載しないこと。**

※5 夜勤に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者(夜勤従事者)は含まない(1)を記入すること。ただし、夜勤時間(病棟と病棟以外に勤務する場合は、1か月の夜勤時間(病棟で勤務した時間を、1か月の月延べ勤務時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む))で除して得た数を記入すること。

看護職員と看護補助者の勤務実績表を合わせて作成しても差し支えない。

※6 上段は日勤時間数、中段は夜勤時間数において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間数において当該病棟以外で勤務した時間数を含む夜勤時間数をそれぞれ記入すること。

※7 次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。

①夜勤従事者、②急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては月当たりの夜勤時間が16時間未満の者(短時間正職員においては12時間未満の者)、③急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては月当たりの夜勤時間が8時間未満の者

※8 (D)は、当該病棟における「月延べ夜勤時間数」(月延べ勤務時間数(中段)の計)である。

※9 (F)は、看護補助者の業務の欄において「事務的業務」に○を記入した看護補助者のみの「月延べ勤務時間数」の計である。

※10 小数点以下切り上げとする。

※11 「配置区分の数」とは、当該届出に係る入院基本料又は加算において求める看護職員配置数(例えば、急性期一般入院料1の場合「7」、10対1入院基本料の場合「10」、25対1急性期看護補助者加算の場合「25」、夜間30対1急性期看護補助者加算の場合「30」)をいう。

※12 地域包括ケア病院入院料の注4に掲げる看護補助者加算は、みなし看護補助者加算に含めない。

※13 地域包括ケア病院入院料を届ける場合には、13対1の「13」で計算する。届出を行う場合には、15対1の「15」で計算すること。

※14 地域移行機能強化病院入院料を届ける場合には、作業療法士及び精神科看護師が必ず必要となること。この場合、当該作業療法士及び当該精神科看護師は必ず記入すること。

※15 特殊疾患入院医療費管理料、特殊疾患病棟入院料又は急性期看護職員入院料を届ける場合には、「月平均1日当たり看護職員配置数」は「月平均1日当たり看護職員数及び看護補助者配置数」、「1日看護職員配置数(必要数)」は「1日看護職員数及び看護補助者配置数(必要数)」と読み替えること。この場合、看護職員数及び看護補助者数の合計が基準を満たすこと。

療養病棟入院基本料「夜間看護加算」の注番号の変更

主として事務的業務を行う看護補助者の配置数上限(200対1)を超える看護補助者は記載しないことを明示

日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類として「様式9の2」を例示

# 勤務表から、時間数を計上

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

- ・計上すべき時間が、計上されていますか?
- ・除外すべき時間は、除外されていますか?
- ・1日の勤務は0時(深夜帯)から始まります
- ・日勤時間数(病棟日勤)と夜勤時間数(病棟夜勤、総夜勤)に分けて計上
- ・0時をまたがる勤務(準夜帯等)は2日にまたがって時間を計上!!
- ・時間数の入力は小数でも、分数でも可能 (ex.45分=0.75=3/4、1時間10分=7/6 1.17)

	1日	2日	3日	4日	5日
病棟日勤		曜	曜	曜	
病棟夜勤					
総夜勤					



# 勤務時間の計上方法

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

作成 NTTデータ・システムズ株式会社/全国保険医団体連合会

(様式9)入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

作成年度: 年 月 日

平成30年度診療報酬改定対応施設基準届出書 平成30年4月27日

## 【勤務時間数の計上】

(上段)→「病棟日勤」

・日勤時間帯における「当該」病棟勤務時間数

(中段)→「病棟夜勤」

・夜勤時間帯 における「当該」病棟勤務時間数

(下段)→「総夜勤」

・夜勤時間帯 における「当該」病棟以外での勤務時間を含む総夜勤時間数

	1日	2
	曜	
病棟日勤		
病棟夜勤		
総夜勤		

22時～翌5時を含み、日勤帯の1/2以下の連続する16時間(任意)

※小勤帯以下1/2以上

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下

※小勤帯以下1/2以下



2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

29

# 計上すべき時間

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

勤務時間帯を適切に計上!!

各勤務帯に重なる時間帯なし  
申し送り行われていない

Ex. 3交代勤務のA病院

- \* 勤務帯 日勤 9:00～17:00  
準夜 17:00～1:00  
深夜 1:00～9:00

- \* 夜勤時間帯を17:00～9:00に設定  
日勤帯 9:00～17:00の8時間  
夜勤帯 17:00～翌9:00の16時間

- \* 計上する時間  
(上段) (中段・下段)  
日勤: 日勤帯→8時間、夜勤帯→0時間  
準夜: 日勤帯→0時間、夜勤帯→8時間  
深夜: 日勤帯→0時間、夜勤帯→8時間

夜勤時間帯:

22時～翌5時までを含み、日勤帯の1/2以下の連続する16時間を任意に設定 『届出医療・・・』P704

この時間帯に勤務した時間を上段(日勤時間数)に計上

この時間帯に勤務した時間を中段(病棟夜勤時間数)と下段(総夜勤時間数)に計上

中段時間数 ≤ 下段時間数



2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

30

# 計上すべき時間

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

## 勤務時間帯を適切に計上!!

各勤務帯に重なる時間帯あり!  
申し送りが行われている!

申し送り：送る側 含めなくてよい  
送られる側 含む  
(『届出医療・・・』P699)

Ex. 3交代勤務のB病院

\* 勤務帯 日勤 8:30~17:00  
準夜 16:30~ 1:00  
深夜 0:30~ 9:00

\* 夜勤時間帯を17:00~9:00に設定  
日勤帯 9:00~ 17:00の 8時間  
夜勤帯 17:00~翌9:00の16時間

基本1勤務  
合計8時間の  
計上

基本1勤務  
合計8.5時間の  
計上

\* 計上する時間(申し送り参加)  
(上段) (中段・下段)  
日勤:日勤帯→7.5時間、夜勤帯→0.5時間  
準夜:日勤帯→0.5時間、夜勤帯→7.5時間  
深夜:日勤帯→0.0時間、夜勤帯→8.0時間

計上する時間(申し送り参加しない)  
(上段) (中段・下段)  
日勤:日勤帯→8.0時間、夜勤帯→0.5時間  
準夜:日勤帯→0.5時間、夜勤帯→8.0時間  
深夜:日勤帯→0.0時間、夜勤帯→8.5時間

# 計上すべき時間(送る時間)

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

## 勤務時間帯を適切に計上!!

申し送り：送る側 含めなくてよい  
送られる側 含む

\* 送る側の申し送り時間は、  
計上しても、しなくてもよい!!  
ただし、同一入院基本料単位、  
かつ、月単位で統一

Ex. 3交代勤務のB病院

\* 勤務帯 日勤 8:30~17:00  
準夜 16:30~ 1:00  
深夜 0:30~ 9:00

\* 夜勤時間帯を17:00~9:00に設定  
日勤帯 9:00~ 17:00の 8時間  
夜勤帯 17:00~翌9:00の16時間

基本1勤務  
合計8時間の  
計上

基本1勤務  
合計8.5時間の  
計上

\* 計上する時間  
(送る時間は含めない方式で、申し送りに参加)  
(上段) (中段・下段)  
日勤:日勤帯→7.5時間、夜勤帯→0.5時間  
準夜:日勤帯→0.5時間、夜勤帯→7.5時間  
深夜:日勤帯→0.0時間、夜勤帯→8.0時間

\* 計上する時間  
(①送る時間は含めない方式で申し送りに不参加、②送る時間は含める方式)  
(上段) (中段・下段)  
日勤:日勤帯→8.0時間、夜勤帯→0.5時間  
準夜:日勤帯→0.5時間、夜勤帯→8.0時間  
深夜:日勤帯→0.0時間、夜勤帯→8.5時間



# 計上すべき時間と除外すべき時間(上段・中段)

(『届出医療・・・』P699,760)

下段はさらに注意を!!

休憩時間は?

→ ○ 病棟勤務中の休憩時間は勤務時間として計上します

残業時間は?

→ × 残業時間は勤務時間として計上しません

外来等との兼務者は?

→ △ 病棟に勤務した時間帯のみを計上します

ただし、下段には「夜勤時間帯」に当該病棟以外を含む「総夜勤時間数」を計上

研修の時間は?

→ △ 計上できるものとできないものがあります

会議の時間は?

→ △ 計上できるものとできないものがあります

部長、師長の  
管理業務は?

→ × 病院管理業務は病棟勤務時間として計上しません

当直業務は?

→ × 病棟業務ではないので計上できません

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

33

# 計上できる会議と、計上できない会議!?

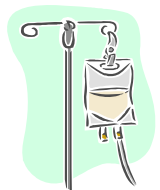
(『届出医療・・・』P699,760)

## [基本的な考え方]

疑義解釈で示されている業務(入院基本料本体に係る業務等) → ○(計上可)

計上可とされているもの以外 → ×(計上不可)

Ex.入院基本料等加算に係る業務→計上不可(加算点数で評価)



様式9に時間  
計上できる  
会議や研修

- \* 院内感染防止対策に係る委員会
- \* 医療安全管理体制に係る委員会、院内研修
- \* 褥瘡対策に係る業務時間、褥瘡対策委員会
- \* 当該病棟の患者に対して当該病棟の看護師が行うがん患者指導管理料の業務時間

様式9に時間  
計上できない  
会議や研修

- \* 院外研修
- \* 学会等への出張
- \* 管理会議、経営会議
- \* 臨床実習指導者会議
- \* 平和会議
- \* 給食(栄養)委員会 など上記「計上できるもの」以外

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

34

# 勤務時間の計上例(送る時間計上なし)

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

作成 NTTデータセキュリティシステムズ/全国保険団体連合会  
平成30年度診療報酬改定対応版  
更新 平成30年4月27日

(様式9)入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

作成年月日 年 月 日

### 日付別の勤務時間数

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜
病棟日勤	8.00	8.00				4.00	
病棟夜勤	0.50		8.00		8.00	3.50	
総夜勤	0.50		8.00		8.00	4.50	
病棟日勤							

中段时间数 ≤ 下段时间数

勤務実績表

2021.5.26 京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

[勤務と計上の例]  
(夜勤時間帯:16:00~8:00)

日勤: 8:00~16:30  
遅出:12:00~20:30  
準夜:16:00~ 0:30  
深夜: 0:00~ 8:30

\* A病棟(申し送る時間計上なし)

- 月1日:日勤(申し送り無)
- 月2日:日勤(申し送り有)
- 月3日:準夜(申し送り有)
- 月4日:休み
- 月5日:深夜(申し送り有)
- 月6日:遅出(申し送り無、16:00-17:00給食委員会)

# 勤務時間の計上例(送る時間計上あり)

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

作成 NTTデータセキュリティシステムズ/全国保険団体連合会  
平成30年度診療報酬改定対応版  
更新 平成30年4月27日

(様式9)入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

作成年月日 年 月 日

### 日付別の勤務時間数

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜
病棟日勤	8.00	8.00			0.50	4.00	
病棟夜勤	0.50	0.50	8.00	0.50	8.00	3.50	
総夜勤	0.50	0.50	8.00	0.50	8.00	4.50	
病棟日勤							

中段时间数 ≤ 下段时间数

勤務実績表

2021.5.26 京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

[勤務と計上の例]  
(夜勤時間帯:16:00~8:00)

日勤: 8:00~16:30  
遅出:12:00~20:30  
準夜:16:00~ 0:30  
深夜: 0:00~ 8:30

\* A病棟(申し送る時間計上あり)

- 月1日:日勤(申し送り無)
- 月2日:日勤(申し送り有)
- 月3日:準夜(申し送り有)
- 月4日:休み
- 月5日:深夜(申し送り有)
- 月6日:遅出(申し送り無、16:00-17:00給食委員会)



# 勤務時間の計上例(原則送り時間計上なし)

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

## A病棟(急性期一般4)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜
従事者 病棟日勤	8.00	8.00				4.00	
95 病棟夜勤	0.50		8.00		8.00	3.50	
総夜勤	0.50		8.00		8.00	4.50	

[勤務と計上の例](兼務者)  
夜勤時間帯: 16:00~8:00

日勤: 8:00~16:30  
遅出: 12:00~20:30  
準夜: 16:00~ 0:30  
深夜: 0:00~ 8:30

## B病棟(地域包括ケア病棟)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜
従事者 病棟日勤							8.00	
0.00 病棟夜勤								
総夜勤	0.50		8.00		8.00	4.50		

\* A病棟(急性期一般4)  
○月1日: 日勤(申し送り無)  
○月2日: 日勤(申し送り有)  
○月3日: 準夜(申し送り有)  
○月4日: 休み  
○月5日: 深夜(申し送り有)  
○月6日: 遅出(申し送り無、16:00-17:00給食委員会)  
\* B病棟(地域包括ケア病棟)  
○月7日: 日勤(申し送り有)

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

37

# 雇用・勤務形態欄で確認すること

(『届出医療・・・』P55,759)

## [雇用・勤務形態欄]

- ・「常勤」に「1」となっている人は、就業規則上の週所定労働時間を働く「常勤」ですか？
- ・「外来等」を兼務する人は、「他部署兼務」に「1」となっていますか？
- ・「非常勤」と「非正規」は意味が異なります
- ・短時間勤務制度(時短)を利用する正職員は、育児・介護休業法で定める期間、週30時間以上で「常勤」、週30時間未満は「非常勤」(cf.「短時間」に「1」は、短時間正職員制度!!)

雇用・勤務形態				看 補 者 兼
常勤	短時間	非常勤	他部署兼務	
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0

「非常勤」や「他部署兼務」であっても、実際の計算に影響は無し

7対1、10対1では、「短時間」とそれ以外で計算に影響

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

38

# 月平均夜勤時間数計算における「夜勤有」となる 月夜勤時間数(『届出医療・・・』P760)

作成 NTTデータシステムズ株式会社/全国保険団体連合会

平成30年度診療報酬改定対応版  
更新・平成30年4月27日

(様式9)入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

## 〔夜勤の有無〕

(7対1、10対1のみ)

- ・短時間正職員以外:月16時間以上が夜勤「有」
- ・短時間正職員 :月12時間以上が " "

(7対1、10対1以外)

- ・月8時間以上が夜勤「有」

## 〔夜勤専従者〕

・「夜専」は、やむを得ない月1回のみ  
しか日勤ができません

- ・外来等兼務で、外来では日勤を行い、病棟では夜勤のみ、は、「夜専」では  
ありません

夜勤の有無	夜専		夜勤
	有	無	
有	0	0	0
無	0	0	0
有	0	0	0
無	0	0	0
有	0	0	0
無	0	0	0

氏名	夜勤の有無	月延べ勤務時間数	夜勤時間数
1	有	16	16
2	有	12	12
3	有	8	8
4	有	8	8
5	有	8	8



2021.5.26

京都府保険協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

39

# 夜勤従事者として1か、0か、コンマか (『届出医療・・・』P757)

作成 NTTデータシステムズ株式会社/全国保険団体連合会

平成30年度診療報酬改定対応版  
更新・平成30年4月27日

(様式9)入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

## 〔夜勤従事者数欄〕

- ・夜勤が「当該病棟のみ」の者は「1.0」
- ・「当該病棟以外」の夜勤がある者は、コンマ計算
- ・「夜勤8時間以下」は「0」  
(7対1、10対1=「16時間以下」、  
短時間は「12時間以下」が「0」)
- ・「夜専」は「0」
- ・保団連様式では夜勤時間数から自動計算

夜勤従事者数への計上	月延べ勤務時間数	再夜計
夜勤従事者	0.00	0.00
夜勤従事者	0.00	0.00
夜勤従事者	0.00	0.00
夜勤従事者	0.00	0.00

氏名	夜勤の有無	月延べ勤務時間数	夜勤時間数	夜勤従事者数への計上
1	有	16	16	1.00
2	有	12	12	0.00
3	有	8	8	0.00
4	有	8	8	0.00
5	有	8	8	0.00

「非常勤」や「他部署兼務」でも、  
コンマ計算するとは限らない！  
当該病棟以外の夜勤がある者を  
コンマ計算！  
月夜勤時間数÷月総夜勤時間数

2021.5.26

京都府保険協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

40



# 主として事務的業務を行う看護補助者

(『届出医療・・・』P703,759,794)

作成 NTTデータセキュリティシステムズ/全国保険医団体連合会

(様式9)入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

届出医療機関名

1. 入院基本料・特定入院料の届出  
届出入院基本料・特定入院料 (届出区分)

⑩月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数  
※小数点第3位以下切り捨て  
(参考) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数 (上限)  
※小数点第3位以下切り捨て

0.00 人(実績値) (F/日数×8)  
0.00 人(基準値) ((A/2.00)×3)

2. 看護補助者の業務

業務	有/無
事務的業務	有

3. 入院患者数

⑪月平均1日当たり看護補助者配置数  
※小数点第2位以下切り捨て  
(参考) 1日看護職員配置数 (必要数) ※小数点以下切り上げ

0.00 人(実績値) (F/日数×8)  
0.00 人(基準値) ((A/2.00)×3)

⑫月平均夜勤時間数  
※小数点第2位以下切り捨て

0.00 時間 (実績値) (D-E)/B

4. 勤務実績表 (勤務区分表)

種別	種別	勤務区分	氏名	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

- ・事務的業務が5割以上の者 (「5割」の判定基準は曖昧。ただし↓↓↓)
- ・院内規程で看護補助者の事務的業務を定める
- ・入院患者数に対し、200対1の範囲内で看護補助者としてカウント (60床で1人くらいが「目安」)
- ・「事務的業務」に「1」を立て、時間数を入力
- ・様式9エクセルシートでは自動計算の上、超過分は看護補助者配置実績値から自動控除
- ・「超過」のエラーメッセージ出たら要調整
- ・事務的業務が5割未満は普通に算入

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

41

# きれいに入力を終わったら、結果を確認!

(『届出医療・・・』P54,685,698,704,751,755)

作成 NTTデータセキュリティシステムズ/全国保険医団体連合会

(様式9)入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

届出医療機関名

2. 看護補助者の業務

②月平均1日当たり看護職員配置数 ※小数点第2位以下切り捨て  
(参考) 1日看護職員配置数 (必要数) ※小数点以下切り上げ

#DIV/0! 人(実績値) (C/日数×6)  
人(基準値) ((A/配置区分の数)×3)

⑥月平均夜勤時間数 ※小数点第2位以下切り捨て

#DIV/0! 時間 ((D-E)/B)

3. 入院患者数及び看護職員の数

③月平均1日当たり看護職員配置数  
※小数点第2位以下切り捨て  
(参考) 1日看護職員配置数 (必要数) ※小数点以下切り上げ

0.00 人(実績値) (C/日数×6)  
人(基準値) ((A/配置区分の数)×3)

④月平均夜勤時間数  
※小数点第2位以下切り捨て

0.00 時間 (実績値) (D-E)/B

4. 勤務実績表 (勤務区分表)

種別	種別	勤務区分	氏名	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

★★結果確認★★

- ★看護配置数(7対1、10対1等)は満たしていましたか?
- ★夜勤時間数は72時間以内でしたか?

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

42

# 足りなかったあ.....(-\_-;)

(『届出医療・・・』P23,25)

「辞退届」です。どうぞ。



## 施設基準に係る辞退届

平成 年 月 日

殿

医療機関コード

所在地

保険医療機関名称

開設者

印  
(法人の場合は法人印を押してください)

1. 施設基準辞退項目
2. 受理番号 ( ) 第 号
3. 算定開始年月日 平成 年 月 日
4. 辞退理由
5. 算定辞退年月日 平成 年 月 日

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

43

## あわてて変更届を出さないように!

### 届出受理後の要件変動の特例

(『届出医療・・・』P736)

区分	①看護要員と入院患者の比率 ②看護職員の最小必要数に対する看護師の比率	③月平均夜勤時間数
許可病床数100床未満の病院 特別入院基本料(月平均夜勤時間超過減算を除く)を算定する病院	暦月で <u>3カ月</u> を超えない期間の <u>1割以内</u> の変動	暦月で <u>3カ月</u> を超えない期間の <u>1割以内</u> の変動
上記以外	暦月で <u>1カ月</u> を超えない期間の <u>1割以内</u> の変動	

\* 一方で、在宅復帰・病床機能連携率、在宅復帰率、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度には特例がないことにも注意!!

-22-

2021.5.26

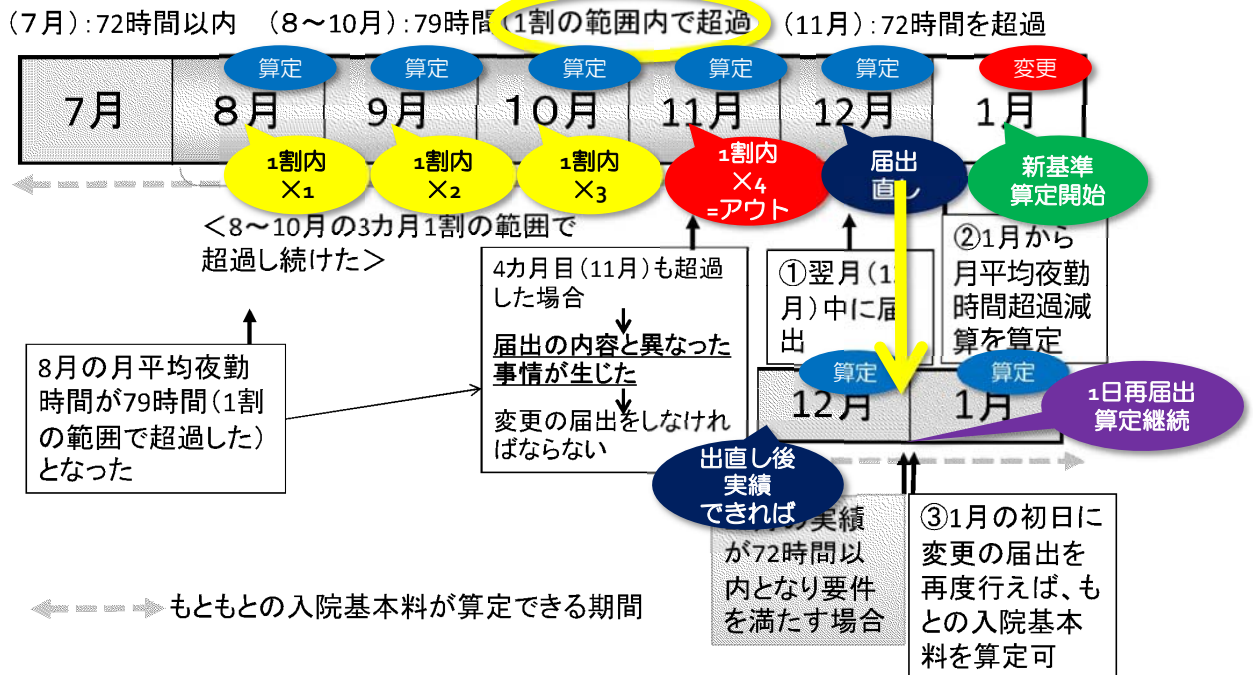
京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

44

# 届出内容と異なった場合の手順例

(『届出医療・・・』P23,741)

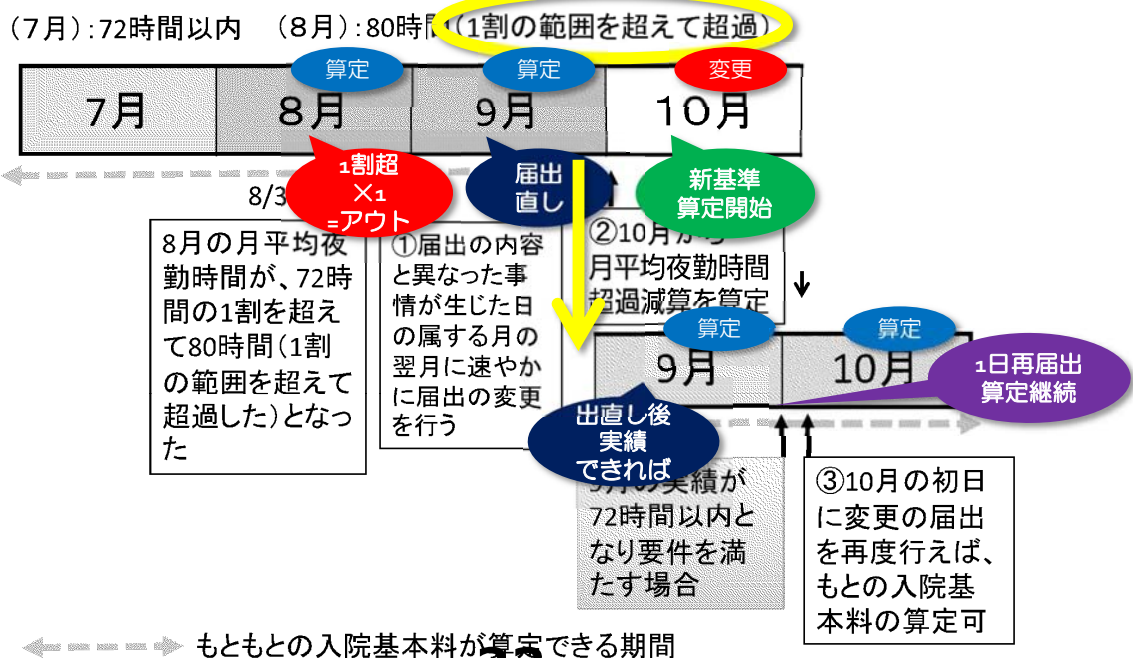
(図1) 届出受理後の措置のイメージ



# 届出内容と異なった場合の手順例

(『届出医療・・・』P23,741)

(図2) 届出の内容と異なった事情が生じた場合の届出事務のイメージ





# 数字のしくみを考える。

(計算式の分子の増減、分母の増減) (『届出医療・・・』P54)

## 看護配置数(7対1、10対1等)が足りない・・・

- ・看護要員数を増やす
- ・平均入院患者数を減らす
- ・(申し送りをせず)勤務時間帯を重ねる
- ・申し送る時間も時間計上する(18年度改定)

## 月平均夜勤時間数がオーバー・・・

- ・夜勤従事者数を増やす  
(頭数を増やす、もう少しで「夜勤従事者」に届く人にもう少し夜勤をしてもらう)
- ・月夜勤時間の少ない夜勤従事者数を増やす(非常勤等・16年度改定)
- ・夜勤専従者を増やす
- ・夜勤体制を減らす(3人→2人等)
- ・日勤を夜勤時間帯に食い込ませない  
(→日勤帯は人員配置が厚いから。逆に食い込ませることで夜勤従事者を増やせる場合も)
- ・申し送りを廃止する(勤務時間帯を重ねない)又は全員実施する
- ・申し送る時間の計上をなくす(18年度改定)



# さて、もう1つ注意!!

(『届出医療・・・』P705)

# Attention!! Attention!!

看護要員管理(7対1、10対1など)

夜勤時間数管理(72時間ルール)

4週間  
管理不可

毎月28日  
管理  
ではない

①「暦月単位」のみで管理可

①「暦月単位」  
②「4週間単位」のどちらかで管理

看護要員、夜勤管理と  
もに①「暦月管理」

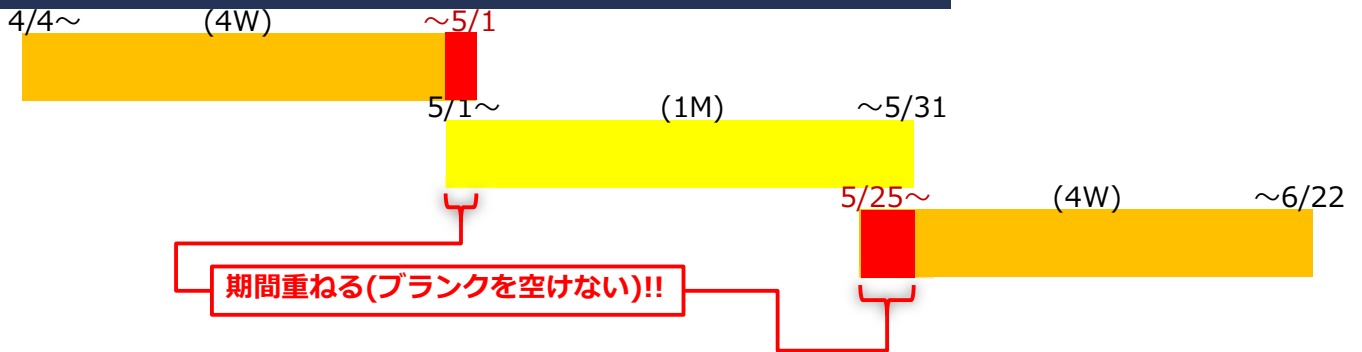
看護要員は①「暦月管理」  
夜勤管理は②「4週単位」

\*「勤務表」×1、「様式9」×1

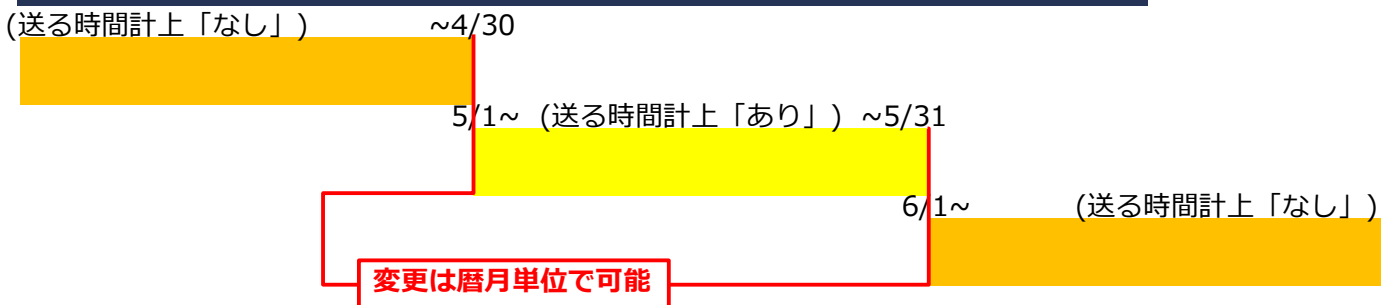
\*「勤務表」×1、「様式9」×2

# 変更のタイミング (『届出医療・・・』 P699,705)

## 72時間ルールを「4週単位」↔「暦月単位」へ変更(例)



## 申し送りの「送る」時間を「計上なし」↔「計上あり」へ変更(例)



## 3. コロナ禍における施設基準の特例について少し



# コロナ禍下における施設基準の特例要旨

(厚労省事務連絡・臨時的取扱いその26(20.8.31)、その38(21.3.22)、その39(21.3.26)、**その40・その41(21.4.6)**)

## ＜対象となる医療機関＞ (当該期間を含む暦月単位)

- ① 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等（新型コロナワクチン接種医療機関、新型コロナ回復後引き続き入院が必要な患者受入れ医療機関含む）
- ② ①に該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等
- ③ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等
- ④ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等
- ⑤ 緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべきとされた期間中における全ての保険医療機関等
- ⑥ まん延防止等重点措置実施期間中における当該区域を含む都道府県に所在する全ての保険医療機関等

## ＜対象となる施設基準等＞

- ① 定数超過入院による減額措置を適用しない **様式9に関連↓↓↓**
- ② 月平均夜勤時間数について、1割以上の一時的な変動があった場合も、変更の届出を行わなくてもよい
- ③ 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（看護要員）の数、看護要員の数と入院患者の比率、看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合も、変更の届出を行わなくてもよい
- ④ DPC対象病院について、「DPC制度への参加等の手続きについて」に規定する「DPC対象病院への参加基準を満たさなくなった場合としての届出を行わなくてもよい
- ⑤ 平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合等の要件について、当該要件を満たさなくなった場合も、変更の届出を行わなくてもよい
- ⑥ 手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績に係る要件について、基本診療料及び特掲診療料の施設基準等通知における当該要件を満たさなくなった場合も、変更の届出を行わなくてもよい
- ⑦ 回復期リハビリテーション病棟入院料「体制強化加算1」の専従医師要件を満たさなくなった場合も、辞退の届出を行う必要はない(ただしその期間体制強化加算1の算定は不可)。




2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

51

施設基準の特例となる地域と期間

番号	都道府県	2020年												2021年															
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
新規感染者 ピーク					708 (4/10)	20 (5/25)			1595 (8/7)	216 (9/23)						7844 (1/8)		599 (3/8)	5788 (4/28)	7057 (5/12)									
1	北海道																												
2	青森県																												
3	岩手県																												
4	宮城県																												
5	秋田県																												
6	山形県																												
7	福島県																												
8	茨城県																												
9	栃木県																												
10	群馬県																												
11	埼玉県																												
12	千葉県																												
13	東京都																												
14	神奈川県																												
15	新潟県																												
16	富山県																												
17	石川県																												
18	福井県																												
19	山梨県																												
20	長野県																												
21	岐阜県																												
22	静岡県																												
23	愛知県																												
24	三重県																												

-  緊急事態措置による対象期間かつ緊急事態宣言発令地域（及び特定警戒都道府県）
-  緊急事態措置による対象期間
-  まん延防止等重点措置による対象期間

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

52

番号	都道府県	2020年												2021年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	新規感染者 ピーク				708 (4/10)	20 (5/25)			1595 (8/7)	216 (9/23)				7844 (1/8)			599 (3/8)	5788 (4/28)	7057 (5/12)						
25	滋賀県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
26	京都府				■	■							■	■	■	■	■	■	■	?					
27	大阪府				■	■							■	■	■	■	■	■	■	?					
28	兵庫県				■	■							■	■	■	■	■	■	■	?					
29	奈良県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
30	和歌山県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
31	鳥取県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
32	島根県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
33	岡山県				■	■							■	■	■	■	■	■	■	?					
34	広島県				■	■							■	■	■	■	■	■	■	?					
35	山口県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
36	徳島県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
37	香川県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
38	愛媛県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
39	高知県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
40	福岡県				■	■							■	■	■	■	■	■	■	?					
41	佐賀県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
42	長崎県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
43	熊本県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
44	大分県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
45	宮崎県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
46	鹿児島県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						
47	沖縄県				■	■							■	■	■	■	■	■	■						

- 緊急事態措置による対象期間かつ緊急事態宣言発令地域（及び特定警戒都道府県）
- 緊急事態措置による対象期間
- まん延防止等重点措置による対象期間

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

53

# 4. その他



# 「様式9」では管理できない 看護スタッフ配置(『届出医療・・・』P54, 57, 754, 756)

## 「様式9」(のみ)では管理できない施設基準

### (入院基本料)

療養病棟入院基本料の注12「夜間看護加算」

### (入院基本料等加算)

看護職員夜間配置加算

### (特定入院料)

救命救急入院料

特定集中治療室管理料

ハイケアユニット入院医療管理料

脳卒中ケアユニット入院医療管理料

小児特定集中治療室管理料

新生児特定集中治療室管理料

総合周産期特定集中治療室管理料

新生児治療回復室入院医療管理料

一類感染症患者入院医療管理料

地域包括ケア病棟入院料の注7「看護職員夜間配置加算」

精神科救急入院料の注5「看護職員夜間配置加算」

精神科救急・合併症入院料の注5「看護職員夜間配置加算」

\*赤字は20年度改定で示された「様式9の2」が参照書類とされたもの

平均入院患者数ではなく、  
“日々の入院患者数”により  
必要数を配置する必要がある!!

日々の入院患者数により、  
(夜間の)看護スタッフの配置状況が分かる  
書類(様式9の2など任意の書式)が必要

## NEW 「様式9の2」で管理すること!!! (『届出医療・・・』P56, 754)

様式9の2

( 年 月 ) 夜間看護職員配置状況

病棟名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
( ) 病棟	患者数																																
	看護職員数																																
( ) 病棟	患者数																																
	看護職員数																																
( ) 病棟	患者数																																
	看護職員数																																
( ) 病棟	患者数																																
	看護職員数																																
合計	①患者数																																
	②看護職員数																																

【記載上の注意】

- 「患者」は16時から24時まで、「看護」は0時から8時までを示すこととし、月の初日の0時から末日の24時までの夜間配置が確認できるように作成すること。
- 患者数については、各勤務帯の最大の患者数を記載すること。
- 看護職員については、各勤務帯の勤務数を記載し、差勤・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を無効等であることを示すこと。
- 各病棟の記載欄は、病棟数に応じて適宜追加すること。
- ①/②については、小数点以下を切り上げること。
- 2文字、3文字以外の英数字動詞を行っている場合は、各勤務帯の使事務と看護職員数がわかるように様式を変更すること。
- 勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えないこと。
- 療養病棟入院基本料の注12に掲げる「夜間看護加算」の届出を行う場合には、「看護職員」を「看護要員」と読み替え、看護補助者を含む配置数を記載すること。

・ポイントは、配置が必要な時間帯の「①最大患者数」と「②最少看護職員(看護要員)数」を明らかにし、足りているか。  
足りない時間帯がある場合は、その対応(①の時間帯は他部署から応援に来ていた、等)が分かるようにしておくこと。

(作成対象) ・A101 療養病棟入院基本料「注12」の夜間看護加算

・A207-4 看護職員夜間配置加算

・A308-3 地域包括ケア病棟入院料「注7」の看護職員夜間配置加算

・A311 精神科救急入院料「注5」の看護職員夜間配置加算

・A311-3 精神科救急・合併症入院料「注5」の看護職員夜間配置加算

・日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況(常時16対1(又は12対1))を満たしていることを確認する書類。

・同様の考え方から「特定集中治療室管理料」や「ハイケアユニット入院医療管理料」でも応用して使用可能。

・ただし「様式9の2」は任意の様式であり、日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類であれば、病院独自の書類の使用でよい。



# 32時間以上で「常勤」は幻想!?

## 人員基準における用語①(『届出医療・・・』P61)

規程上の用語	考え方	施設基準例
常勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当該医療機関が定める週所定労働時間を当該医療機関で勤務する(当該医療機関が定める週所定労働時間が32時間以下の場合には週32時間以上当該医療機関で勤務する)</li> <li>②育児・介護休業法に基づき労働時間を短縮している場合は、週の労働時間が30時間以上当該医療機関で勤務する</li> </ul>	栄養管理体制(入院料5基準)等
<p>*当該常勤者が、労働基準法による産前産後休業、育児・介護休業法による育児・介護休業等の取得中は、非常勤者による常勤換算ができる</p> <p>*施設基準によっては、週3日以上かつ週22時間以上の非常勤者の組み合わせによる常勤換算ができる場合がある</p> <p>*短時間正職員(社員)の場合、フルタイムの週所定労働時間を勤務しないと常勤とみなされない</p>		
非常勤	<p>(常勤以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該医療機関における週の労働時間が、当該医療機関が定める週所定労働時間に満たない</li> <li>②育児・介護休業法に基づき労働時間の短縮をしている場合は、当該医療機関での週の労働時間が30時間未満</li> </ul>	

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

57

# 32時間以上で「常勤」は幻想!?

## 人員基準における用語②(『届出医療・・・』P61)

規程上の用語	考え方	施設基準例
常勤している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「常勤」に同じ</li> </ul>	精神科急性期治療病棟入院料等
常勤配置		回復期リハビリテーション病棟入院料等
専従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関が当該業務を行っている時間帯、当該業務に従事し、他の業務には従事しない</li> </ul>	疾患別リハビリテーション料等
専任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務を行っている時間帯は責任をもって当該業務を担当する(原則他の業務の兼任が可能)</li> </ul>	褥瘡対策(入院料5基準)等
専ら担当する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に、労働時間の8割以上従事する</li> </ul>	画像診断管理加算等
常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該時間帯に常に(配置されている)</li> </ul>	入院基本料、外来化学療法加算等

# 保団連の「様式9ドットコム」を 活用ください!!

## 様式9ドットコム

運営：全国保険医団体連合会  
協力：NTTデータセキスイシステムズ

新着情報 | 様式9ダウンロード | 利用の手引 | FAQ | リンク | お問い合わせ

## 様式9 Excel表は、病院の入院料の届出と 日常管理に不可欠です。

「入院基本料」と「特定入院料」の施設基準の届出や日常管理には、厚生労働省が通知で示した「様式9」を使用します。しかし、「様式9」は、患者数や看護職員の勤務状況等の情報をもとに1枚の様式の中で最大17項目もの計算を行って管理をしてくれるのではなく、管理ミス発生の温床となっています。

このため全国保険医団体連合会では、「NTTデータセキスイシステムズ」と協力して、「様式9自動計算機能付Excel表」（以下、「様式9 Excel表」）を作成し、2014年3月31日より保団連ホームページで無料公開しています。

病院の管理の一助にご活用ください。

- 注1** 病院が自院の管理のために活用される場合は、利用料・手数料などの費用請求は発生しません。これ以外の目的での利用や再配布、二次利用などは許可していません。
- 注2** 利用にあたっては「利用の手引」「FAQ」に沿ってご利用ください。
- 注3** セルの追加・削除を行うと、計算結果が正しく反映されないことがあります。

**保団連(全国保険医団体連合会)が入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類(様式9)自動計算機能付Excel表を、HPで無償公開しています!!  
もちろん施設基準の届出にも使えます!!**

<http://youshiki9.doc-net.or.jp/>

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

59

# 『届出医療等の活用と留意点』での確かな管理を!!

20年度改定版  
各保険医協会で  
販売中!!

## 届出医療等の活用と留意点 —施設基準・人員基準等の手引き— (2020年度～2021年度版)

**届出・日常管理チェック表（産婦人科・小児科・内科）**

**届出・日常管理チェック表（病養病棟）**

**第2章 届出医療の活用と留意点に求められる施設基準管理**

**1. 適時調査対策と施設基準管理のポイント**

**2. 適時調査の留意点（追加された）**

**5. 院内掲示義務等**

\*施設基準ごとに、チェックリスト化。重点チェック項目明示で、届出確認、日常管理に重宝!!

2021.5.26

京都府保険医協会「適時調査原則中止の今こそマスター『様式9』」

60